



開催協議会名	令和5年 第4回 川本警察署協議会		
開催日時	令和5年12月7日(木) 14時00分から16時00分まで		
出席者	協議会委員	3人(森川副会長、日高委員、波多野委員)	
	警察署	8人(署長、副署長、生活安全刑事課長、交通課長、警備課長、生活安全係長、地域係長、総務係長)	
会議・協議	署長からの 諮問	諮問事項	令和6年速度取締指針
		説明概要	過去5年の事故発生状況による分析結果等から重点路線・エリアの設定理由
		答申(意見等)	<p>・指針については、諮問のとおり了承された。</p> <p>【委員からの質問】</p> <p>・重点エリアに邑南町の高原・市木小学校が入っていない理由は。</p> <p>(警察署回答)</p> <p>重点エリアの指定については、交通事故の発生状況のほか、道路状況・交通情勢、取締りの要望等も考慮している。質問の高原・市木小学校については、検討した結果、今回は重点エリアに入れなかったが、今後各小学校等を取り巻く環境の変化に応じて、異なるエリアを指定することとなる。</p>
委員からの 意見・提言	<p>① 特殊詐欺手口の注意喚起について</p> <p>「パソコンを使用中に、突然画面に『警告です』と繰り返し表示され、表示された電話番号に電話をするよう指示された。その番号に電話をかけたが、何かおかしいと思い電話を切った。」と人から聞いた。パソコンによる詐欺の話は聞いたことがなかったので、注意喚起してほしい。</p> <p>(警察署回答)</p> <p>パソコンウィルス除去費用等を名目とする手口と思</p>		

	<p>われる。特殊詐欺の手口の架空請求詐欺の中に含まれ、島根県では同種手口を令和元年に初めて認知し、以後増加傾向にある。</p> <p>警察の対応は、特殊詐欺の手口について資料作成し配布したり、被害発生時には報道発表やみこぴーメールの発信等で、県民に注意喚起を行っている。</p> <p>川本警察署は、各町に有線放送を依頼したり、地域警察官の巡回連絡に合わせて住民に対し注意喚起を行うほか、金融機関・コンビニエンスストアと協力して水際対策を講じている。</p> <p>② 道路上の停止車両について</p> <p>携帯電話を使うために、道路に停車している車をよく見る。駐停車禁止区域以外の道路で、このように通行の妨げや交通事故の原因になりかねない停車をする車への対応方法について</p> <p>(警察署回答)</p> <p>駐停車禁止場所及び法定の駐停車禁止場所以外では停車は可能となっているので、交通教室等において、他の車両の通行に影響がない場所に移動するように指導する。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>・ 協議終了後に開催したミニ広報紙コンクールにおいて、協議会委員及び報道関係者が、地域警察官が作成したミニ広報紙15部の審査を行い、講評を述べた。</p>
<p>写 真</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;">  <p>副会長あいさつ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>警察署長あいさつ</p> </div> </div>



諮問事項の説明



委員の説明状況



特殊詐欺説明



ミニ広報紙コンクールの審査・講評状況

